

## 動物愛護管理のあり方検討報告書（抜粋）

平成 23 年 1 2 月  
中央環境審議会動物愛護部会  
動物愛護管理のあり方検討小委員会

### 1. 検討の経緯

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「動物愛護管理法」という。）は、議員立法で制定され、その後、平成 11 年、17 年の 2 回にわたって、議員立法により改正されている。

平成 17 年改正法の附則第 9 条において、「政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。これに基づけば、平成 18 年 6 月の改正法施行 5 年後に当たる平成 23 年度を目途として施行状況の検討を行い、その結果、必要があれば平成 24 年の通常国会において法改正を行うこととなる。

課題として取り上げるべき事項が多岐にわたっていることから、中央環境審議会動物愛護部会の下に「動物愛護管理のあり方検討小委員会」を設置し、議論を進めることとした。

同小委員会においては、平成 22 年 8 月から計 25 回にわたり関係者からのヒアリングや各課題についての議論を行った。「動物取扱業の適正化」に係る議論については、平成 23 年 7 月までに一巡したことからこれを総括し、パブリックコメントを実施したところ、総計約 12 万件の意見が寄せられた。同年 8 月以降に議論されたその他の課題については、10 月末に中間報告を取りまとめ、パブリックコメントを実施したところ、5 万件を超える意見が寄せられた。本報告書は、これらの議論の結果を取りまとめたものである。

### 2. 動物取扱業の適正化について

(1) ～ (4) 略

#### (5) 犬や猫の幼齢個体を親等から引き離す日齢

犬や猫において、一定の日齢に達していない幼齢個体を親や兄弟姉妹から引き離すと、適切な社会化がなされないとされている。特に犬では、早期に引き離した場合、成長後に、咬み癖や吠え癖等の問題行動を引き起こす可能性が高まるとされている。犬と人間が密接な社会的関係を構築するための

親等から引き離す理想的な時期として、生後6週齢（42日齢）から8週齢（56日齢）までの間である等の報告があることに加え、イギリスやアメリカの一部の州では8週齢未満の犬の流通・販売等が禁止されている。

こうした科学的知見や海外における規制の現状を踏まえると、具体的数値に基づき、流通・販売させる幼齢個体を親等から引き離す日齢制限の取組強化が必要である。なお、日齢の設定については、店舗等での販売時ではなく、親等から引き離す時点を基準とすべきである。具体的日齢については、ペット事業者の団体が目指している45日齢、科学的根拠（ペンシルバニア大学のジェームズ・サーペル博士の行った実験結果）のある7週齢（49日齢）、海外に規制事例のある8週齢（56日齢）に意見が分かれている。

規制の手法については、強制力のあるものにすべきという意見が強かった一方で、まずは事業者による自主規制をもう少し充実させ、さらに次の法改正時での規制導入を目指すべきとの意見もあった。

(6) ~ (14) 略

3. ~ 10. 略